

【様式②】
(施設所管課記入様式)

大東市立北条人権文化センター 内部評価結果 (施設所管課による評価)

【評価対象施設】大東市立北条人権文化センター

【指定管理者名】特定非営利活動法人ほうじょう

【評価対象年度】令和2年度

【施設所管課名】市民生活部 人権室

業務内容について評価

北条人権文化センターは、例年だと近隣施設と連携した夏祭りや餅つき大会、貸室利用サークルの発表の場など、住民交流事業を積極的に実施していると評価しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況下において困難となり、多くの事業が中止となりました。

また、高齢者の居場所づくりとなっているサロンや、日本語を学べる識字教室、市と連携しておこなっている育児相談会など、年間通して定期的に開設している取り組みも、今年度は限られた時期にしか実施することができず、年間計画の中止や変更が多くありました。

そのような中、感染症対策をおこないながら、若年層世代向けのダンススクール、スマートフォンの使用セミナーなど、ニーズの高い事業を可能な範囲で実施する他、人権パネル展にて人権や戦争・平和について考える啓発をおこない、施設目的を果たすための取り組みに努められたと評価します。

利用者満足度について評価

アンケートやホームページにおいて利用者、市民からご不満がなかったことから、コロナ禍による様々な対応も適切におこない、理解が得られる取り組みがなされていたと認められます。今後も感染症対策をおこないながら、引き続き、利用者に満足していただけるような運営に努めてもらうことを期待します。

収支状況について評価

令和2年度大東市立北条人権文化センター指定管理決算書を確認した結果、事業が実施できなかったことによる収入の減少はみられますが、事業における参加料は当初から安価な料金で設定されているため、大きな影響を受けることなく、適正な財政運営ができていますと評価します。
引き続き、適切な施設の管理運営を心がけてください。

総合評価

当センターは、住民福祉の向上や人権啓発の交流拠点となる役割が求められています。そのため、住民のつながりを大切にしながら人権尊重の土壌をつくり、生活環境の安定や向上につなげる取り組みが必要です。そうした役割が求められる中、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、貸室利用の中止や利用定員の制限をおこない、当施設の良さである地域コミュニティを生かした様々な交流事業が実施できず、また、子育て支援や高齢者支援となる各種事業も十分に実施することができなかつたため、利用率や参加者の減少につながりました。そのような中、3密にならずに実施できる人権パネル展の開催、北条タウン紙「みらい・未来」での人権啓発や生活・福祉につながる情報発信の充実に取り組み、可能な範囲で施設目的に沿った事業運営に努められました。

今後も感染症対策を徹底しながら、施設利用者や事業参加者が満足していただけるよう、事業企画やインターネット等を活用した取り組みに工夫し、広報活動にも一層努められることを期待します。